

北海道教育委員会 公報

令和3年(2021年)
4月28日(水曜日)

第6261号

目次

教育委員会規則	
○北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則	1
告示	
○教育職員免許状の失効について	1
○教育職員免許状の失効について	2
○公益信託北海校校友会奨学基金の終了について	2
○社会教育主事となる資格の認定について	3
正誤	
○令和3年3月31日付け第6259号の正誤について	3

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第10号)

1 趣旨

令和3年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

北海道札幌北高等学校について、定時制の課程の第1学年の生徒定員を減員することとした(別表第1関係)。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道札幌北高等学校	定時制の課程	普通科	80	40	40

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。
令和3年4月28日

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

北海道教育委員会規則第10号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道札幌北高等学校の部定時制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

「

普通科	80	80	80	80	320
-----	----	----	----	----	-----

」を

「

普通科	40	80	80	80	280
-----	----	----	----	----	-----

」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第28号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、失効した。

令和3年4月28日

北海道教育委員会教育長 小 玉 俊 宏

氏名	仲村 貴宏	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭2種免許状 (音楽)	平9中二種第0441号	平成10年3月31日	神奈川県教育委員会
失効年月日	令和3年3月18日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号該当		
氏名	小松 光利	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭1種免許状	昭63小1普第723号	昭和63年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 (社会)	昭63中1普第856号		
高等学校教諭1種免許状 (社会)	昭63高2普第952号		
失効年月日	令和3年3月30日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号該当		

北海道教育委員会告示第29号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和3年4月28日

北海道教育委員会教育長 小玉 俊 宏

氏名	横田 貴紀	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
幼稚園教諭1種免許状	平25幼1第190号	平成26年3月21日	北海道教育委員会
小学校教諭1種免許状	平25小1第738号		
特別支援学校教諭1種免許状 (知的障害者)	平25特支1第297号		
失効年月日	令和3年4月8日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第32条第8号才)該当		

北海道教育委員会告示第30号

次の公益信託の終了の報告は、旧信託法(大正11年4月21日法律第62号)第67条の規定に基づき、受理した。

令和3年4月28日

北海道教育委員会教育長 小玉 俊 宏

- 1 公益信託の名称
公益信託北海校校友会奨学基金
- 2 終了の理由
旧信託法第56条(信託行為ヲ以テ定メタル事由発生シタルトキ)該当
- 3 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲1丁目2番1号
- 4 終了年月日
令和3年3月19日

北海道教育委員会告示第31号

次の者を、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の4第4号に規定する教養と経験を有し、社会教育主事となる資格があるものと認定した。

令和3年4月28日

北海道教育委員会教育長 小玉 俊 宏

認定年月日	認定番号	住所	氏名
令和3年4月21日	北海道第447号	札幌市	薩来翔希

正 誤

令和3年(2021年)3月31日付け第6259号に掲載の「押印を求める手続の見直し等のため
の関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則」(教育委員会規則第6号)第12条「北
海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一
部改正」に次の誤りがあったので、訂正します。

(誤)

別記第3号様式その2中「氏 ^{ふりがな} ④」を「氏 ^{ふりがな}
.....」に改め、「**印**」及び「**印**」を削る。

(正)

別記第3号様式その2中「氏 ^{ふりがな} ④」を「氏 ^{ふりがな}
.....」に改め、「**印**」及び「**④**」を削る。

